

徳島県ひとり親家庭等 自立促進計画

令和2年3月

徳島県

< 目次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画改定の背景	1
2 ひとり親家庭の現状	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
第2章 計画の基本目標	4
1 計画の基本コンセプト	4
2 計画の体系	5
第3章 主要取組の展開	6
1 相談・支援体制の強化	6
2 職業生活の安定と向上のための支援の充実	8
3 子どもへの支援の充実	11
4 地域で見守る環境づくりの推進	13
5 子育て・生活支援の充実	15
6 経済的支援の充実	17
第4章 計画の推進と点検・評価	20
1 計画推進にあたっての指標	20
2 計画の進行管理	21
※ 徳島県ひとり親家庭等自立促進計画における施策に関する評価	22
用語解説	24
資料編	
令和元年度徳島県ひとり親家庭等実態調査結果の概要	25
徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱	29

第1章 計画の策定にあたって

1 計画改定の背景

- 本県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための基本的な目標や具体的な方策を明らかにした「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」を平成27年3月に改定し、国や市町村、関係機関等と緊密に連携しながら、ひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた総合的な施策を推進してきました。
- 現計画の策定からこれまでの間、国において定められた「子どもの貧困対策に関する大綱」等に基づき、ひとり親家庭の子どもへの学習支援、ひとり親への就労支援のほか、児童扶養手当の機能充実、幼児教育・保育の段階的無償化、給付型奨学金などの経済的支援といった施策の充実を図ってきました。
- しかし、国がまとめた平成28年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は13.9%と、3年前の前回調査から2.4ポイント低下し、数値的にはやや改善に向かっていますが、大人が一人で子どもを育てている世帯に限った場合の貧困率は50.8%と、依然として5割を超えている状況です。
- さらに、平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果では、平均年間収入は、母子世帯が348万円、父子世帯が573万円となっており、この額を平成28年国民生活基礎調査における児童のいる世帯の平均所得と比べると、母子世帯は約5割、父子世帯は約8割となっており、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあります。
- このような状況を踏まえ、国においては、「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しを行っており、児童の権利条約の精神にのっとり「子どもの最善の利益」が優先考慮され、「ひとり親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学進学率」などを貧困の指標とした「子どもの貧困」解消に向けた支援の充実が求められています。
- ひとり親は子育てと生計維持を一人で担わなければならないため、子育てや日常生活への支援の必要性が高く、身近に相談する相手がない孤立感を抱えやすい状況にあることから、地域全体でひとり親家庭を見守り、支援に繋げていくことが求められています。また、子どもたちに対しては、夢をカタチにするためのキャリアプラン形成や学習支援など、社会的に自立するための支援の重要性が高まっています。
- こうした、ひとり親家庭を取り巻く様々な課題に適切に対応し、さらには、国の動きを注視し、ひとり親や寡婦、将来におけるひとり親家庭の子どもたちの自立に向けて、今、なすべき方向性と施策について、徳島県ひとり親家庭等自立促進計画を改定します。

2 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親世帯数の推移(徳島県)

近年、世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向にあります。

年次	全世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
平成5年	267,617	5,914	(2.21%)		
平成10年	285,580	6,038	(2.11%)	992	(0.35%)
平成15年	297,021	7,506	(2.53%)	1,078	(0.36%)
平成20年	305,928	8,827	(2.89%)	1,120	(0.37%)
平成25年	306,933	8,797	(2.87%)	1,179	(0.38%)
平成30年	309,164	8,269	(2.67%)	1,035	(0.33%)

()は、全世帯数に占める割合

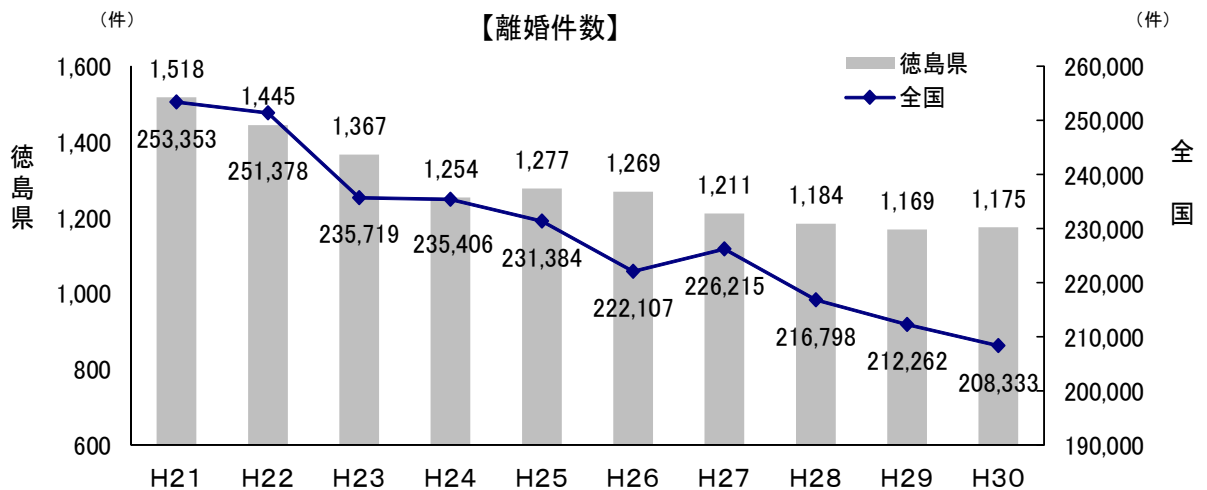
全世帯数：10月1日現在 徳島県統計書より(H30は推計)

母子・父子世帯数：県こども未来応援室調べ

(2) 離婚件数等の推移

ひとり親になった要因として、離婚によるものが約9割を占めています。

離婚件数は、全国、本県ともに減少傾向にあります。



厚生労働省人口動態統計より

3 計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、ひとり親家庭等自立支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とし、使用する用語の定義は次のとおりとします。

母子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子とその児童の家庭
父子家庭	現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子とその児童の家庭
寡婦	配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦

第2章 計画の基本目標

1 計画の基本コンセプト

児童の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭等の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目指して、

ひとり親が自立し，子どもたちが 希望を持ち成長できる「とくしま」の実現

を掲げます。そして、これまでの施策の進捗状況や実態調査の結果を踏まえつつ、今後のひとり親施策を講じるにあたっての新たな視点として次の3つを位置づけます。

(1) ひとり親の相談・就業支援体制の強化

「とくしま丸ごとAIコンシェルジュ（仮称）」活用による「定型的な相談」への24時間対応と、母子・父子自立支援員等によるきめ細かな「寄り添い支援」により、相談体制を強化するとともに、Society5.0を視野に入れ、時間に縛られず短時間で高収入が得られる「技術習得」の支援を推進します。

(2) 貧困の連鎖解消に向けた子ども自身への支援の充実

「ホームフレンド派遣」による学習や文化・スポーツ活動などへの「様々な夢をカタチにするためのキャリアプラン形成」の支援や、市町村と連携した効果の高い学習支援を推進します。

(3) 地域で見守る環境づくりの推進

地域と連携し、ユニバーサルカフェなどに「子どもの居場所」をプラスワンすることで、子どもの居場所の全市町村への展開を加速していきます。

2 計画の体系

6つの基本目標	基本施策
相談・支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県・市町村における情報提供の充実 (2) ひとり親に寄り添う相談支援の強化 (3) 相談窓口機能の充実
職業生活の安定と向上のための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 働きやすく高収入が得られる資格取得の支援 (2) ひとり親の多様なニーズに応じた就業支援の強化 (3) ひとり親が働きやすい職場づくりの推進
子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) キャリアプラン形成による子どもの自立支援の充実 (2) 次代を担う人づくりの推進 (3) 子どもの生活・相談支援の充実
地域で見守る環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における「子どもの居場所」づくりの推進 (2) 地域の支援者の人材育成 (3) 支援を届けるネットワークづくりの推進
子育て・生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援サービス機能の強化 (2) 放課後児童の安全な生活と健全な遊びの場の整備 (3) 住居の確保や日常生活への支援
経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済的支援を必要とする家庭に向けた施策の周知広報の強化 (2) 生活の安定を図る支援 (3) 養育費確保に向けた支援の充実

第3章 主要取組の展開

本章での表記

●…現状，○…課題，★…新たな視点や手法で取り組む事項，・…引き続き取り組む事項

1 相談・支援体制の強化

現状と課題

- 支援制度全体の認知度は前回調査から高まり、相談窓口の認知度も6割を超えていますが、必要な支援を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しないひとり親家庭もあります。
- ひとり親家庭の支援制度等の情報入手先は、半数以上が市町村の相談窓口や広報誌からとなっており、市町村が情報提供窓口として果たす役割は大きいと言えます。また、母子家庭、父子家庭ともに前回調査よりインターネットやSNSから情報を得ている割合が増加しています。
- 母子家庭の2割、父子家庭の3割は相談相手がおらず、特に父子家庭は悩みを抱え込み、孤立しがちな状況にあります。
- ひとり親に対する各種支援を実効性のあるものにするためには、ひとり親の視点に立ち、必要な時に助けを求めたり、時間や場所に縛られず相談できるなど、相談支援の充実が必要です。
- ひとり親に寄り添った適切な相談支援を行えるよう、相談員が必要な知識やスキルを身につけ、資質の向上に努める必要があります。
- 様々な状況に応じて、多面的にアプローチできるよう、関係機関との連携強化が必要です。

取組展開

(1) 県・市町村における情報提供の充実

- ・ひとり親一人ひとりのニーズに合わせた必要な支援を届けるため、地域におけるひとり親支援の実施主体である市町村との連携強化を図り、ひとり親に寄り添った相談支援を行う母子・父子自立支援員をはじめとする相談窓口、支援制度の周知広報に努めます。特に、時間や場所に縛られないインターネットやSNSを用いた情報提供の充実を図ります。

(2) ひとり親に寄り添う相談支援の強化

★相談機関での相談に消極的な父子家庭の父なども多く、必要な人に支援を届けるため、ひとり親が時間や場所にとらわれず定型的な相談ができる「とくしま丸ごとAIコンシェルジュ（仮称）」やSNSなどを活用した相談支援に努めます。

- ・母子・父子自立支援員が、ひとり親の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応することで、継続的な状況把握を行い、支援を必要とするひとり親家庭に、寄り添い支援を行います。

(3) 相談窓口機能の充実

- ・母子・父子自立支援員等が、適切な相談支援や専門的な就業支援が行えるよう、資質の向上に努めるとともに、母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員等、身近な地域の支援者及び県・市町村と連携強化を図り、ひとり親家庭等にワンストップで総合的な支援を行う体制の充実を図ります。

2 職業生活の安定と向上のための支援の充実

現状と課題

- ひとり親は、就業率が9割を超えており、その約半分が「正規の職員・従業員」となっています。しかし、就労母子家庭の母のうち約3割、就労父子家庭の父のうち1割弱が「パート・アルバイト等」と不安定な就労形態にあります。
- 仕事内容別の平均就労収入は、「専門的・技術的職業従事者」が最も高くなっています。
- ひとり親は、40歳代が最も多く、その子どもは小学生が多くなっています。
- ひとり親家庭が経済的に安定し、自立した生活を送るためには、資格取得など、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要です。
- 様々な困難を抱えるひとり親の収入の安定に向けた就労支援にあたっては、子育てと両立しながら資格取得するための生活支援を含め、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援が必要であり、支援の質の向上が求められます。
- ひとり親の積極的な雇用と安定的な就業生活を確保するためには、仕事と両立して安心して子どもを育てられるよう、多様な働き方に対する企業の理解を求める取組が必要です。

取組展開

(1) 働きやすく高収入が得られる資格取得の支援

- ・就職・転職によりひとり親家庭が安定的な経済基盤を築くためには、資格取得が有効なことから、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、企業の雇用ニーズに応じた所得の増加が期待できる講習会を実施します。また、講習会の際には、託児サービスを実施するとともに、ひとり親が受講しやすいよう配慮に努めます。
- ・ひとり親に対し、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練を実施し、支給要件に該当する方には訓練手当を支給するなど、ハローワーク等と連携して職業訓練の受講機会の拡充に努めます。

- ・ひとり親の自立に向けた能力開発のための職業訓練の受講や、資格取得のための養成機関での修業を支援するため、受講料の負担軽減制度や、修業中の手当の支給、修学・就職を容易にするための資金の貸付制度等の周知・活用促進に努めます。

(2) ひとり親の多様なニーズに応じた就業支援の強化

- ・母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親が子育てと仕事を両立しながら生活の安定を図ることができるよう、母子・父子自立支援員等と連携しながら、ひとり親の多様なニーズに応じた就業・専門相談や情報提供等、また、新たに、就業支援専門員によるハローワーク等への同行支援を行うなど、ひとり親に寄り添ったよりきめ細かな就業支援を行います。

★ひとり親の個々の状況や適性、職業経験に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定によるきめ細かな就業支援を提供するため、母子・父子自立支援員等に対してキャリアコンサルタントに関する研修を実施し、就業支援に対する専門性を強化します。

(3) ひとり親が働きやすい職場づくりの推進

★ひとり親は、子育てと生計維持を一人で担っていることから、企業におけるテレワークなどの柔軟な労働時間や勤務形態、急な休暇取得への対応などについて、事業主や同僚の理解を促し、ひとり親が働きやすい職場環境の実現に向けた取組を推進します。

- ・就業支援特別措置法に基づき、就職を希望するひとり親の雇用の促進を図るため、公共的施設における雇入れの促進や企業の事業主等への啓発に努めます。また、売店の優先許可の普及や母子・父子福祉団体がひとり親の就業促進につながる業務をより多く受注できるよう優先的な事業発注を推進します。

- ・従業員の育児参加やワーク・ライフ・バランスの実現、イクボスの養成などに積極的に取り組んでいる企業を表彰し、広報することで、職場における子育て支援や働きやすい職場づくりを促進するとともに、社会全体で子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合う機運の醸成を図ります。

- ・仕事と家庭を両立させながら働くことができる職場環境づくりに取り組む企業を県が「はぐくみ支援企業」として認証・表彰し，広く紹介することにより，企業における次世代育成支援の自主的な取組の促進を図ります。

3 子どもへの支援の充実

現状と課題

- 子どもに関する最終進学目標は、「大学・大学院」が約5割と最も多く、前回調査よりもその割合が増加しており、高等教育機関への進学ニーズは高まっています。その反面、約3割が「高校」となっており、親への負担を考え、早くから生活を助けようと、進学をあきらめてしまう状況もみられます。
- 子どもにとって、親の離婚等に伴うストレスは大きく、子どもの生活を大きく変化させます。DVや虐待などにより心のケアが必要な場合や、親の就業などの理由で、親とのふれあいの時間が取れず、親子の関わりが少ない場合もあります。
- 子どもの視点に立ち、子どもたちが自身の夢をカタチにするために、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな相談支援が必要です。
- 学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度等を育成するため、計画的・体系的なキャリア教育の推進が必要です。
- A I等の進展により、社会で求められる知識や能力が高度化する中で、ひとり親家庭の子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう学習支援の推進が必要です。
- 子どもたちの自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動機会の提供が求められています。

取組展開

(1) キャリアプラン形成による子どもの自立支援の充実

- ★次代を担う子どもたちが、自らの将来や夢について考え、将来像を具体的に描き実現していけるよう、本人の希望を尊重した、社会的に自立するためのキャリアプランづくりを支援します。
- ・学ぶことや働くことの意義をしっかりと理解させ、未知の状況にも柔軟に対応できる社会的・職業的自立に向けた資質・能力の向上を図ります。

(2) 次代を担う人づくりの推進

- ・市町村と連携し、低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちを対象に、「eラーニング」など子どもの状況や地域の実情に応じた多様な学習機会を提供することで、家庭の状況にかかわらず、本人の希望が尊重され、能力適性に応じた進路選択の機会が確保できるよう支援します。
- ★ひとり親家庭の親子のふれあいを促進し、学習への意欲や関心を高め、自立につなげるため、ひとり親家庭の親子と一緒に学習することができるような機会の提供に努めます。
- ・ひとり親家庭の子どもたちが、文化芸術やスポーツなど様々な体験をすることで、持って生まれた才能や能力、個性に気づく機会が確保できるよう支援します。
- ・地域人材の参画による放課後等の多様な学習・体験活動など、地域と学校が連携・協働した取組により、地域総ぐるみの教育を実現し、地域の教育力向上を図ります。

(3) 子どもの生活・相談支援の充実

- ・親の離婚等で精神的に不安定になっているひとり親家庭の児童に対して、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、子どもの意見を尊重した良き理解者として、心の葛藤緩和や自立心の育成に努め、児童の健全育成を支援します。
- ・スクールソーシャルワーカーが児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、保護者や教員と協力し、教育と福祉が連携しながら解決にあたります。
- ・学習教室において、子どもの日常生活や学校生活上の悩み及び将来の進路についての相談支援を行い、生活習慣等の改善を図ります。

4 地域で見守る環境づくりの推進

現状と課題

- ひとり親の帰宅時間は、18時から20時までが最も多くなっており、保育所等の送り迎えに困難が生じたり、子どもが一人で過ごしがちな状況となっています。
- ひとり親の3割は相談相手がおらず、特に父子家庭は悩みを抱え込み、孤立しがちな状況にあります。
- 様々な事情を抱える子どもたちが子どもだけでも安心して過ごせ、地域交流の場となっている「子どもの居場所」を地域に広げていくことが必要です。
- 地域でひとり親家庭を見守るため、地域の支援者の連携強化や資質の向上を図る機会の提供が必要です。
- 支援が必要なひとり親家庭を確実に把握し、支援を届けるためには、ひとり親同士や地域の支援者などとのつながりづくりの機会の提供が必要です。

取組展開

(1) 地域における「子どもの居場所」づくりの推進

- ★ユニバーサルカフェなど既存の地域資源を活用し、子どもが気軽に立ち寄ることができ、栄養バランスや食育に配慮した食事の提供・子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな学習支援・文化・スポーツ・社会体験機会の提供等を行う「子どもの居場所」づくりを推進する市町村を支援します。
- ★地域住民が主体となり進める子ども食堂など、地域で子どもたちが安心して過ごすことができる「子どもの居場所」を支援するため、地域住民や企業等の理解促進と支援強化を図り、地域に根差した「子どもの居場所」づくりを推進します。

(2) 地域の支援者の人材育成

- ★地域でひとり親家庭を見守り、必要な支援をひとり親家庭に届けるため、母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員等、地域の支援者をつなぎ、支援者や調整役となる「子どもの未来応援コーディネーター」の養成やスキルアップに努めます。

(3) 支援を届けるネットワークづくりの推進

- ・子育てと生計維持を一人で担っているひとり親の孤立化を防ぐため、気軽に相談や情報交換が行えるよう、ひとり親同士や地域の支援者を含め、様々な人との交流の機会を提供します。
- ・地域の支援者や母子家庭等就業・自立支援センター、公共職業安定所、市町村などの関係機関は、各々が協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう、支援を届けるネットワークの連携強化を図ります。

5 子育て・生活支援の充実

現状と課題

- ひとり親世帯の3割が、母子のみ、父子のみの世帯で、他に同居の親族がいない世帯構成となっています。
- ひとり親世帯の4割以上は、小学生以下の子どもがいる世帯となっており、子育てのため、働き方に制限を受けやすい状況にあります。
- 母子のみ、父子のみ世帯では、父母の帰宅時間が遅い子どもは一人で過ごす時間が多くなることから、安心して仕事ができる子育て支援サービスが必要です。
- ひとり親は、子育てと生計維持を一人で担っており、子育てと仕事の両立による子どもの健全育成を実現するためには、家事援助や保育等の支援制度の充実が必要です。

取組展開

(1) 子育て支援サービス機能の強化

- ★保育所等を利用せず、在宅で育児をしている家庭の負担を軽減するため、様々な子育て支援サービスを利用できるクーポンを交付するとともに、各種サービスの充実や情報発信に努めます。
- ・ひとり親が子育てと仕事の両立ができるよう、市町村と連携し、延長・休日・夜間保育、病児・病後児保育や一時預かりが利用できるように支援します。
- ・ひとり親が病気や仕事、育児疲れなどで子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設や乳児院において短期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）が利用できるように支援します。
- ・子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる子育ての相互援助活動の取組を推進するとともに、病児・病後児保育事業等と連携し、病児・病後児対応等の機能強化を図ります。
- ・ひとり親が安心して就業、求職活動、職業訓練を行うことができるよう、市町村において保育所、認定こども園等の利用機会を確保します。

(2) 放課後児童の安全な生活と健全な遊びの場の整備

- ・ 昼間就労等により保護者がいない放課後児童の安全な生活と健全な遊びの場を確保するため、施設の整備を行う市町村と連携し、放課後児童クラブの拡充を図るとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が多様な学習・体験活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室が一体的に、又は連携して実施できるように推進します。

(3) 住居の確保や日常生活への支援

① 住居の確保

- ・ ひとり親世帯の収入は一般世帯に比べて低い水準にあり、離婚にあたっては、転居を伴うことも多いことから、ひとり親家庭の公営住宅への入居に配慮が必要です。県営住宅では、募集戸数の2割程度をひとり親世帯（配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む）をはじめとする福祉世帯向けの住宅として確保し、優先入居を実施します。また、地域の実情に応じた、ひとり親家庭を対象とした優先入居の取組について、市町村へ働きかけます。
- ・ 母子生活支援施設では、離婚等により生活や子どもの養育が困難となった18歳未満の子どもがいる母子家庭に対して、福祉事務所等の関係機関と連携しながら、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活や子どもの養育上必要な様々な支援を行います。
- ・ 生活の場の確保に資するため、住宅資金や転宅資金の貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」の活用を促進します。

② 日常生活への支援

- ・ ひとり親の修学や病気のためなど、日常生活に支障が生じた場合でも、子どもが安心して生活ができるよう、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や家庭生活支援員の居宅等で保育を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施します。
- ・ ひとり親が抱える子育てや家事等に関する悩みを解消するため、専門家による講習や相談、ひとり親同士の交流や情報交換を行う「ひとり親家庭等生活支援講習会」を開催します。

6 経済的支援の充実

現状と課題

- 児童手当や児童扶養手当、遺族年金や障害年金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等、現金給付や貸付の制度はあるものの、特に貸付金制度については、制度を知らない方が多くなっています。
- ひとり親になって困ったこととして、多くの人が「家計」と回答しています。また、母子家庭の母自身の平均収入は260万円（就労収入231万円）、父子家庭の父自身の平均収入は294万円（就労収入261万円）となっています。
- 離婚などによりひとり親家庭の子どもへ支払われるべき養育費について、半数以上の世帯で取り決めがなく、養育費の確保がなされていない状況があります。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るためには、ひとり親家庭への経済的支援を充実させるとともに、それを必要とするひとり親家庭に支援が届くようにするための取組が求められています。
- ひとり親世帯における年間収入は、一般世帯と比べると低いものとなっており、児童扶養手当をはじめとする現金給付や教育費の負担軽減などが求められています。
- 養育費の取り決めや履行のためには、専門的な相談支援が必要です。

取組展開

(1) 経済的支援を必要とする家庭に向けた施策の周知広報の強化

- ・経済的支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援を届けるため、広報誌、パンフレット、インターネット、SNSなど、様々な媒体を活用し、適切な時期に的確に伝わるよう、積極的に制度の効果的かつ効率的な周知に努めます。
- ・ひとり親家庭の様々な相談に応じ自立への支援を行う母子・父子自立支援員とひとり親家庭に身近な地域の支援者や学校等との連携を更に深め、経済的支援に繋がる情報をワンストップで提供できるよう努めます。

(2) 生活の安定を図る支援

① 医療費の負担軽減

- ・ひとり親家庭へ医療費助成を行う市町村に補助金を交付することにより、ひとり親が入院した場合やその扶養する児童が入通院した場合における医療費の自己負担の軽減を図ります。
- ・乳幼児等医療費助成事業を行う市町村に補助金を交付することにより、乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

② 教育費の負担軽減

- ・保育所から小学校への切れ目のない支援のため、放課後児童クラブの利用料無料化に取り組む市町村を支援します。
- ・高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、公立高等学校については授業料相当分を、私立高等学校等については授業料の一定額を助成し、教育費負担を軽減します。
- ・徳島県奨学金制度の活用により、修学の機会確保のため、高等学校等への修学に係る経費を支援します。
- ・徳島県奨学のための給付金制度の活用により、高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等への修学に係る授業料以外の教育費を支援します。

③ 公的資金等による経済的支援

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当の適切な給付を行います。
- ・児童手当制度の円滑な推進に努めます。
- ・最低生活の保障と自立促進のため、生活保護を適用します。
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と児童福祉の向上のため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適切な貸付けを行います。

- ・低所得者等の生活を支えるとともにその在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、生活福祉資金貸付金制度の適切な活用を図ります。
- ・母子家庭の母が少額の資金を緊急に必要となった場合に貸付ける母子世帯小口資金貸付金事業を行う市町村を支援します。
- ・児童扶養手当を受けているひとり親家庭や生活保護世帯の負担を軽減するため、JR通勤定期乗車券の割引制度の活用を図ります。

(3) 養育費確保に向けた支援の充実

- ・養育費や面会交流については、母子・父子自立支援員等が適切な相談支援が行えるよう資質の向上を図るとともに、ひとり親に対し、様々な機会をとらえた情報提供・普及啓発に努めます。
- ・養育費の取り決め方法や履行確保など法律に関する諸問題について、母子家庭等就業・自立支援センターにおける弁護士相談を実施します。
- ・養育費相談支援センターが実施する相談支援及び日本司法支援センター（法テラス）で実施する経済的に余裕がないひとり親への弁護士による無料法律相談や手続費用の立替え等、様々な制度を活用し、養育費の確保に向けたひとり親の支援に努めます。

第4章 計画の推進と点検・評価

1 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「徳島はぐくみプラン」や「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。

<数値目標一覧>

成果指標	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1 相談・支援体制の強化		
(1) インターネット(SNS等含む)による情報提供の利用度	11.4%*	30.0%
(2) 各種制度の認知度(全体)	65.2%*	80.0%
2 職業生活の安定と向上のための支援の充実		
(1) 高等職業訓練促進給付金等事業の利用者数	63人	85人
3 子どもへの支援の充実		
(1) ホームフレンドの派遣回数	55回	100回
(2) 学習教室開催回数	240回	320回
(3) 学習教室参加延べ人数	2,249人	3,000人
4 地域で見守る環境づくりの推進		
(1) 子どもの未来応援コーディネーター養成研修の終了者数(累計)	70人	200人
5 子育て・生活支援の充実		
(1) 保育所待機児童数	33人	0人
(2) 認定こども園の設置数	54か所	89か所
(3) 放課後児童クラブの登録児童数	7,834人	9,100人
6 経済的支援の充実		
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の認知度(全体)	60.4%*	80.8%

※ 「徳島県ひとり親家庭等実態調査」(令和元年実施)の結果による数値

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、行政はもとより、企業、地域、学校、ひとり親家庭等をはじめ、県民一人ひとりがその重要性を認識し、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに連携・協力しながら積極的かつ主体的に取り組んでいくこととします。

また、徳島県社会福祉審議会における進捗状況の報告並びに関係部局による庁内連携会議により、PDCAサイクルを通じた計画の実効性を確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めます。

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画における施策に関する評価

基本目標		具体的対策	指標	H27	H28	H29	H30
1	相談窓口・支援体制の充実	母子・父子自立支援員等による相談事業の実施	母子・父子自立支援員による相談指導件数	13,503	13,731	13,475	14,258
			うち父子の相談件数	524	525	482	568
	情報提供機能の充実	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談事業の実施	母子・父子・寡婦の相談件数	2,437	3,037	2,943	2,863
			うち父子の相談件数	100	96	82	60
			うち就業相談数	1,554	1,549	1,044	882
			うち父子の就業相談件数	91	56	20	4
	施策の評価		専門家による相談件数	15	16	15	12
施策の評価			父子の相談や就業相談をより一層広げていくため、相談窓口・支援体制の周知を図り、相談機能の強化を図っていく必要がある。				
2	就労に向けた支援の強化	母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	プログラム策定数(人)	84	73	64	69
			就業実績(人)	59	49	48	51
		就業に向けた能力開発支援	高等職業訓練促進給付金(人)	48	58	60	63
			高等職業訓練促進資金貸付件数		16	18	26
	関係機関と連携した就業支援	公共職業訓練の拡充(母子家庭の母等の職業的自立促進事業等)	公共職業訓練修了者数	3	1	0	1
			うち就職者数	3	1	0	0
		無料職業紹介事業の推進	登録者数	54	35	42	26
			うち就職者数	39	34	30	21
施策の評価		安定した収入確保のためには、資格取得が有効なことから、就業支援における能力開発等の支援は重要であり、引き続き施策の充実強化を図っていく必要がある。					
3	子どもへの支援・健全育成	学習支援の推進	ひとり親家庭等へ訪問して学習支援を行った子どもの数			53	66
			うち父子家庭の子どもの数			1	4
		子どものサポート	子どもの心のケア等を行うホームフレンドを派遣した回数	70	43	53	55
			うち父子家庭に派遣した回数	18	8	8	0
	施策の評価		貧困の連鎖を解消し、子どもの自立を図るためには、子どもに対する学習支援や相談・生活支援などの直接支援を一層推進していく必要がある。				

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画における施策に関する評価

基本目標		具体的対策	指標	H27	H28	H29	H30	
4 子育て・生活支援の充実	子育て支援の充実	保育所・認定こども園等における利用機会の確保	待機児童数	57	60	94	33	
			うち母子家庭の児童数	1	2	5	1	
		子育て支援サービスの拡充	延長保育事業実施市町村数	14	21	22	22	
			認定こども園の設置数	30	39	46	54	
			病児・病後児保育実施市町村数	20	21	22	22	
			一時預かり・特定保育実施市町村数	23	23	20	21	
	放課後児童クラブの利用の推進	放課後児童クラブ設置箇所	154	163	171	177		
	子育て家庭の負担の軽減	ひとり親家庭等医療費助成事業の実施	助成件数 (※H28.10～児童の通院費も対象)	506	5,769	10,224	11,765	
			うち父子家庭への助成件数	27	427	605	836	
		乳幼児等医療費助成事業の実施	助成件数	1,105,948	1,144,062	1,224,088	1,245,092	
	生活支援の充実	公営住宅への優先入居の推進	県営住宅へのひとり親世帯の入居件数	23	11	13	15	
			母子生活支援施設における生活及び自立支援	各月平均入所世帯数	18.5	15.7	13.2	14.9
		母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用	住宅資金貸付件数	0	1	0	0	
			転宅資金貸付件数	2	1	6	1	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	援助延べ時間数	314	597	854	580	
			うち父子家庭への援助時間数	6	137	281	67	
	施策の評価		子育てと仕事を一人で担うひとり親が安心して就労し、生活の安定を図るためには、子育てや生活の支援が必要であり、その利用の推進は重要である。					
	5 経済的支援の充実	生活の安定を図る支援	児童扶養手当の支給	受給者数	6,641	6,354	6,158	5,945
				うち父子家庭の受給者数	494	465	441	407
児童手当の支給			受給者数	50,624	49,548	48,477	47,406	
			母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用	修学資金貸付件数	127	87	84	69
うち父子家庭への貸付件数				2	2	7	8	
就学支度資金貸付件数				30	37	28	31	
母子世帯小口資金貸付金制度の活用		うち父子家庭への貸付件数	0	3	4	3		
		貸付延べ件数	25	21	18	16		
養育費確保支援		養育費確保に向けた啓発の推進	母子・父子自立支援員による養育費相談件数	64	43	44	54	
		母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談機能の充実	養育費に関する相談件数	16	14	9	7	
施策の評価		ひとり親家庭の生活の安定を図っていくため、引き続き制度の周知、確実な実施を図っていく必要がある。						

○用語解説

用語	説明
家庭生活支援員	ひとり親家庭が、修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、その生活を支援する、一定の資格を有する者又は研修を修了し登録された者。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に困難となった場合などに、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる事業。
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のこと。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。
子どもの未来応援コーディネーター	経済的に困難な状況にある子どもたちに対する地域の実情に応じた支援ネットワークの一員として、各関係機関等をつなぎ、活動する役割を担うコーディネーター。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の問題状況に応じて、家庭や学校と医療・児童相談所等の福祉関係機関との連絡調整を行い、児童・生徒の問題解決を支援していく福祉の専門家。
テレワーク	ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。
とくしま丸ごとAIコンシェルジュ(仮称)	県への問い合わせのワンストップ化や24時間365日対応を可能にするため導入するAI技術を活用した多言語対応のFAQシステム。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力。
認定こども園	保育所・幼稚園等のうち、小学校就学前の子どもに保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設として、都道府県知事が認定・認可したもの。
病児・病後児保育	保護者が就労等により、自宅で、病気になった児童の保育が困難な場合や、保育中に体調不良となった児童について、病院・保育所等で、一時的に保育する事業。
ファミリー・サポート・サービス	育児をお願いしたい会員に対して、育児を応援したい会員を紹介し、子どもの預かりや送迎をってもらうなどの子育てを支援する仕組み。
放課後子供教室	放課後の子供の安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、多様な学びや体験活動を実施する場。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業(学童保育ともいわれている)を行っている地域組織。
ホームフレンド	ひとり親家庭の児童の心の葛藤を緩和し、孤立化を防ぐため、児童のよき理解者として悩みを聞き、心の支えになるために児童の家庭に派遣する大学院生等。
ユニバーサルカフェ	子どもや高齢者、障がい者など、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、互いに支え・支えられる関係性を構築する福祉拠点。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無料とする制度。令和元年10月から開始された。
AI(人工知能)	Artificial Intelligenceの略である。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
e-ラーニング	パソコンやタブレット、スマートフォンを使ってオンラインで学ぶ学習形態のこと。
Society5.0	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会。

令和元年度 徳島県ひとり親家庭等実態調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査の実施日

令和元年8月1日（前回調査は平成26年8月1日，全国調査は平成28年11月1日）

(2) 調査の対象

県内の児童扶養手当受給資格者等のうち，母子家庭1,156世帯，父子家庭114世帯及び（公財）徳島県母子寡婦福祉連合会会員のうち寡婦100世帯を対象に調査を実施。このうち，母子家庭245世帯(21.2%)，父子家庭23世帯(20.2%)，寡婦81世帯(81.0%)から得られた有効回答を集計。

2 結果の概要

【ひとり親世帯等の状況】

	母子世帯	父子世帯	寡婦
1 世帯数等	8,039世帯 (8,678世帯)	957世帯 (1,145世帯)	1,098人 (1,884人)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 91.4% (89.1%) 死別 1.2% (0.8%)	離婚 87.0% (93.3%) 死別 4.3% (5.2%)	離婚 64.2% (25.8%) 死別 33.3% (73.4%)
3 平均年齢	40.4歳 (38.1歳)	41.6歳 (43.6歳)	56.5歳 (63.9歳)
4 就業状況	93.9% (86.3%)	91.3% (92.2%)	86.4% (65.0%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	50.6% (40.1%)	56.5% (55.7%)	24.7% (23.6%)
うち 自営業	2.4% (4.3%)	21.7% (18.2%)	12.3% (21.1%)
うち パート・アルバイト等	28.6% (37.1%)	8.7% (13.0%)	34.6% (14.6%)
5 平均年間収入 [母，父又は寡婦自身の収入]	260万円	294万円	270万円
6 平均年間就労収入 [母，父又は寡婦自身の就労収入]	231万円	261万円	244万円
7 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	333万円 (218万円)	379万円 (262万円)	430万円 (275万円)

※（ ）内の値は，前回（平成26年度）調査結果を表している。

※「世帯数等」は，母子世帯及び父子世帯については，こども未来応援室調べ（平成31年（平成26年）4月1日現在），寡婦については，平成31年（平成26年）1月1日現在の（公財）徳島県母子寡婦福祉連合会会員数。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は，平成30年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については，原則として，「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は，分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

(1) 相談支援体制について

- 前回調査から制度や相談窓口の認知度は高まっている傾向にある。

【制度、相談窓口等の認知度】

	母子世帯(前回)	父子世帯(同)	寡婦(同)	全体(同)
制度全体	63.8%(37.0%)	56.8%(21.7%)	75.1%(68.7%)	65.2%(44.6%)
市町村福祉関係窓口	79.1%(－%)	76.2%(－%)	85.5%(－%)	80.3%(－%)
県市福祉事務所	64.1%(－%)	68.2%(－%)	80.3%(－%)	70.9%(－%)
母子・父子自立支援員	72.0%(45.9%)	70.0%(－%)	77.4%(79.2%)	73.1%(62.5%)

- 母子・父子世帯の福祉制度等の情報入手先は、半数以上が県・市町村の相談窓口や広報誌からとなっている。また、母子世帯、父子世帯ともに前回調査よりインターネットなどから情報を得ている割合が増加している。

【福祉制度の情報入手先】

	母子世帯(前回)	父子世帯(同)	寡婦(同)
県・市町村の窓口	44.5%(45.2%)	45.7%(37.6%)	18.0%(26.2%)
市町村の広報誌	17.4%(12.9%)	14.3%(13.5%)	13.7%(11.2%)
インターネット(SNS等含む)	11.3%(8.8%)	11.4%(5.1%)	5.0%(1.9%)
知人・隣人	10.5%(17.3%)	14.3%(24.2%)	9.4%(8.4%)

(2) 就労状況について

- ひとり親の9割以上は就労しているが、特に母子家庭の母はパート・アルバイト等の非正規雇用の割合が高く、不安定な就労形態にある。

【ひとり親等の就労率と就労形態】

	母子世帯(前回)	父子世帯(同)	寡婦(同)
就労している	93.9%(86.3%)	91.3%(92.2%)	86.4%(65.0%)
うち 正規の職員・従業員	50.6%(40.1%)	56.5%(55.7%)	24.7%(23.6%)
うち パート・アルバイト等	28.6%(37.1%)	8.7%(13.0%)	34.6%(14.6%)

- 仕事内容別の平均就労収入は、「専門的・技術的職業従事者」が最も高く、資格や技能の習得が所得増大と密接に関わっている。

【就労しているひとり親の仕事内容別平均就労収入(上位3種)】

母子世帯		父子世帯	
専門的・技術的職業従事者	332万円	専門的・技術的職業従事者	430万円
建設・採掘従事者	260万円	事務従事者	430万円
事務従事者	234万円	農林漁業従事者	400万円

(3) 子どもの状況について

- 子どもに関する最終進学目標は、母子世帯、父子世帯とも「大学・大学院」が最も多く、前回調査よりもその割合が増加しており、高等教育機関への進学ニーズが高まっている。

【子どもに関する最終進学目標】

	母子世帯（前回）	父子世帯（同）
大学・大学院	44.5% (42.1%)	47.8% (34.6%)
短大	2.9% (4.6%)	13.0% (1.8%)
高校	23.7% (29.0%)	30.4% (44.2%)
中学校	0.8% (0.4%)	0.0% (0.0%)

- 子どもの相談相手は、母又は父自身、祖父母・親戚、友だちが多くなっている。

【子どもの相談相手】

	母子世帯	父子世帯
母又は父	28.4%	34.1%
兄弟・姉妹	10.4%	4.9%
祖父母・親戚	24.3%	34.1%
友だち	25.4%	14.6%
学校の先生	10.0%	12.2%

（４）親子や周囲との関わりについて

- ひとり親が仕事から帰宅する時間は、午後６時以降午後８時までが多くなっており、**保育所等の送迎に困難が生じたり、子どもが一人で過ごしがちな状況**が生まれている。

【帰宅時間】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
午後６時以前	39.6% (46.1%)	40.0% (35.8%)
午後６時～８時	40.9% (33.5%)	46.7% (34.1%)
午後８時以降	6.5% (6.0%)	0.0% (13.3%)

- 相談相手がないと回答した割合は母子世帯の母よりも父子世帯の父が高く、特に父子世帯の父は**悩みを抱え込み、孤立しやすい状況**にある。

【相談相手の有無】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
相談相手がない	22.8% (20.0%)	36.4% (44.3%)

（５）子育て、生活の状況について

- 本県では、親族等と同居している世帯の割合の方が、母子のみ、父子のみの世帯よりも多く、親族等の手助けを必要としている世帯が多い。また、父子家庭の方がよりその傾向が強い。

【世帯構成】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
母又は父と子のみ	38.8% (61.3%)	21.7% (48.8%)
同居者あり	61.2% (38.7%)	78.3% (51.2%)

- 平均世帯人員は母子世帯，父子世帯とも4人を上回っている。

【世帯人員】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
平均世帯人員	4.15人(3.29人)	4.48人(3.65人)

- 母子世帯の4割，父子世帯の5割が，子育て支援の必要性が高い，小学生以下の子どもがいる世帯となっている。

【子どもの状況】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
小学校入学前	15.2%(14.5%)	12.2%(8.2%)
小学校	28.6%(30.2%)	39.0%(26.8%)

(6) 経済状況について

- 児童扶養手当，医療費助成制度については認知度は高いが，**母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については，特に父子の認知度が低い状況にある。**

【制度の認知度】

	母子世帯(前回)	父子世帯（同）	全体（同）
児童扶養手当	98.3%(99.5%)	95.7%(98.2%)	94.7%(97.6%)
ひとり親家庭等医療費助成制度	93.0%(59.9%)	80.8%(52.2%)	81.5%(60.9%)
母子父子寡婦福祉資金貸付金	64.7%(42.2%)	38.1%(—%)	60.4%(64.3%)

- 世帯の平均年間収入を平成30年国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得（743.6万円）を100として比較すると，母子世帯で44.8，父子世帯で51.0となっており，**ひとり親世帯は経済的に厳しい状況に置かれている。**

【世帯収入等の状況】

	母子世帯（全国）	父子世帯（同）
平均年間収入 [母又は父自身の収入]	260万円(243万円)	294万円(420万円)
平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	231万円(200万円)	261万円(393万円)
平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	333万円(348万円)	379万円(573万円)

- 養育費の取り決めについては，前回調査よりは改善傾向にあるものの，依然として半数以上の世帯で取り決めがなく，養育費確保がなされていない状況にある。

【養育費の取り決め状況】

	母子世帯（前回）	父子世帯（同）
取り決めなし	51.3%(54.5%)	59.1%(84.1%)

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

1 設置目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定にあたり、関係者の意見を計画に反映させるため、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に関する事項について、意見を述べる。

3 組織

- (1) 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。
- (3) 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- (4) 委員長は会務を総理し、委員会を代表し、委員長が招集する。
- (5) 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 庶務

委員会の事務局は、徳島県県民環境部次世代育成・青少年課こども未来応援室に置く。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は令和元年7月18日から施行する。

別表

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員

氏名	役職等
天羽 浩司	徳島県社会福祉協議会 事務局長
井上 史	徳島県母子・父子自立支援員連絡協議会 会長
梅川 和佳奈	公募委員
浦山 恵美	神山町健康福祉課 課長
大山 百合子	公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会 会長
上地 大三郎	徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 母子福祉資金審査部会 部会長
木村 直子	学識経験者
椎野 武徳	学識経験者
白草 千鶴	学識経験者
田村 喜彦	徳島労働局職業安定部訓練室 室長
永穂 とも美	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会 パーソナルサポート事業部 部長
速水 克彦	徳島県民生児童委員協議会 会長
宮本 和幸	徳島市子育て支援課 課長
安村 麻里	公募委員
山崎 健二	徳島県児童養護施設協議会

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画

令和2年3月発行

編集・発行 徳島県県民環境部次世代育成・青少年課
〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL : 088-621-2731

FAX : 088-621-2843

E-mail : jisedaiikuseiseisyounenka@pref.tokushima.jp